

# 「農政と村落」

—八三年度東京研究会の論点—

高 山 隆 三

## 一、農政の現状と設定課題

八三年度の共通課題「農政と村落」に関する東京における研究会は第一回、高橋正郎「農政と村落（むら）についての論点」、今村奈良臣「農政の史的展開と村落」、関東地区研究会として島崎稔「『むら論』の虚像と実像」、特別研究会として川村浩一「最近の農政展開における市町村と集落」の三回が開催され、報告及び討論の詳細は既に研究通信第一三二号、一三三号に記載されている。本報告はこれら研究会を通じて提起された諸問題について、私なりに若干の論点整理を試みることとする。

「農政と村落」という共通課題の設定に関して、既に第一回宿題委員会では「いま、なぜ『農政と村落』という課題を設定し、何が問題であるか」という課題設定の位置づけと問題の所在の明確化（第一三一号）を果さなければならないことを確認した。そしてその方向で研究会の組織に努めたのである。

ところでなぜ「農政と村落」という課題を設定したかという点に関しても、(1) 現在の国の農政が村落を把握、利用することによって農政を遂行し、また遂行しようとしているのではないかという共通の認識を出发点とし、(2) それよりの展開として、なぜ、国の農政が村落を把握、

利用しなければならないのか、その場合の農政とはどのような意図、機能、機構、性格をもつものであり、また、農政の対象である村落とは何でいるのか、農政と村落がどのように結びつきながら、そこにどのような問題を含んでいるのか。これらの諸点を理論的に整理し、実証することが要請されることになるのである。

出発点としての共通の認識、または問題関心の現実的背景には減反政策と農地流動化政策がある。川村報告、今村報告で述べられているように、農政の推進を「集落」に依存しようとする施策としては、(1) 水田利用再編成における減反政策。その集落における「合意形成機能」による達成。(2) 地域農政特別対策の流れとして、農用地利用増進事業から農用地利用増進法に基づく集落規模の「農用地利用改善団体」の形成促進。それによる集団的な土地の有効利用の促進。この(1)と(2)は水田転用における団地化転作の奨励という方向で統合がはかられてきている。島崎氏も「地域農政が登場してきた現実的な背景として、減反政策における『むら』（集団主義）がその威力を發揮したことへの評価があり、それが今日の農地流動化政策に対する『むら』の効用への強い期待となつて受け継がれている。」（「通信」一三三号一三頁）と述べている。

## 二、問題の展開 — “農政の論理”

「農政と村落」には以上のような現実的背景があるとしても、「農政と村落」について吟味されなければならない点として、少なくとも(1)戦後農政の機能・機構・性格をその展開の諸段階との関連での解明。(2)戦後の村落の性格規定 — 戦後自作農の性格規定と農民層分解との関連

(兼業化、混住化)。(3)戦後日本経済の全機構の一環としての「農政と村落」、とりわけ、現在の日本農業・農政の危機における「農政と村落」の結合の論理があげられよう。

戦後の「農政の論理」について第一回研究会で島崎氏は「一つは經濟政策の一環としての農政、二つは官僚支配、官僚統制としての農政、三つは政治手段としての農政」(「通信」一三二号)に別け、その三つの論理が重なり合って動いていいるとする。そして「それぞれの局面で、今日の農政・農業上の危機的状況が、国の農政をして集落に目を向けざるを得なくさせてきているのではないか。」(同上)と言う。しかし、さらに問題は、この三つの論理が重なり合うとしたときの重なり合いのかたである。島崎氏は歴史科学の方法に立脚し、戦後の農林省官僚機構と「むら」との機構的連関の解明をすゝめる。すなわち、島崎氏は近代官僚機構と共同体的な「むら」は原理的に全く異なる二つの社会関係であると把握し、戦後日本ではその二つの社会関係が奇妙に結合・癒着した「タテ(官僚機構)とヨコ(村落共同体)との組成二重構造」として把える。そして、「その両者を結びつけるメカニズムの物質的基礎をなすものが國家の補助金と戦後の零細地片の私的所有にはかならない。」農地改革後形成された「支配の『官僚』『零細農体制』」、それは国家の補助金を物質的基礎とし、共同体的な「無償労働」のうえに寄生するものであり、島崎氏にあっては官僚機構の存在基礎として「不払労働」はつねに主要な論点なのである。すなわち農地改革後の零細土地所有の上に存立する農民を官僚機構が再生産し、それによつて、官僚機構がまた再生産される相互規定的なメカニズムとして戦後農政と村落の再生産の構造的

連関を島崎氏は把握しているのである。

ここで提示された島崎氏の分析視角、理解をどのように受けとめるかは、共通課題の主要な論点をなすものと考えられる。零細農が零細農として再生産されるメカニズムは戦後日本資本主義と全機構的に連関するものであるが、その連関を島崎氏は低農産物価格・農業労働に対する低評価を基柢として官僚機構が維持され、また補助金が零細農を維持するという「組成二重構造」という認識をとるるのである。したがつて、農民層分解の進展、また構造政策、「零細農」制打破はそれを存続の足場にしてきた農林官僚の自己否定につながりかねない矛盾を含むことになるのである。この把握においても、戦後自作農の性格規定と農民層分解の展開をどのようにとらえるかは、「農政と村落」の課題への接近の論理的、現実的な一つの出発点をなすものである。

### 三、『むら』の問題

「農政と村落」の共通課題において、現在農政の対象である「むら」とはどうのように理解されるか。今村氏は村落の「機能」を「①地域農業資源の維持管理機能、②小農の農業生産補定機能、③生活面での相互扶助機能」の三つに整理し、近年村落レベルでは②、③は後退しているが、①の機能が重要であると、機能の面から村落をとらえている。これに対し、島崎氏は「むら」は「零細地片の私的所有という一定の物質的基礎をもつて存在する」という。したがつて零細地片の私的所有が存続する限り、「むら」も遺制に近い形で生き続けるのである。すなわち零細地片の私的所有の下では、零細所有は零細所有としては存在できず、共同せざるをえない社会関係を結ばざるを得ないのであり、その意味で村

落共同体的性格も存続することになり、今日でも、山や水の共同という形で端的にあらわれ、農民の再生産を保障する根拠となる。そこで島崎氏の報告の最後では「『むら』は限りなく形骸化しながらも生きつづけることになるだろう。そしてその『死滅』は農民の『所有』に対する自己変革以外にはない。『むら』はまだ『死滅』を認めるまでには至っていない。それは支配に有効につかう力が存在する。」という表現となるのである。

ところで今村氏はムラは「公平原理」をもつといふ。その公平原理と、先に今村氏があげた村落の三つの機能についての論理的説明はなされていないが、今村氏の問題関心はムラのもつ公平原理と構造政策の内包する能率原理がいかに調整されるのかという点にある。公平原理は現象的には一率減反にあらわれているものとみられるのが、現在の村落の構成員の性格（混住社会、農業商品生産者と賃労働者への農民の分化）からなお公平原理が村落において貫ぬかれているか否かは問題のあるところであろう。その点とも関連するところであるが、村落の機能として「合意形成機能」が減反、農地流動化に関して農政から着目されているところである。しかし、「限りなく形骸化」している「むら」において、すなわち、村落共同体におけるように共同の無償労働が個別農家の再生産上個別労働に優越するか、不可欠の再生産基盤となつていい限りでは、共同性を原理とする公平性と共同的意志の形成（合意）に似た現象がみられるとしても、それは村落共同体の原理と機能とは厳密に区別されなければならないのではないだろうか。論点は「合意形成機能」を論ずる場合でも、その本質との連関を明らかにすることであろう。す

なわち「合意形成」が個別農家の利益を目的に、政策的誘導に媒介されながら形成されるとするならば、それは村落共同体的な「合意形成」ではないことになろう。食糧管理制度をまもるために減反に合意する（ペナルティの並存）という合意形成、また集団転作奨励金による土地利用の変換に関する合意の形成が村落共同体的「むら」とどのような関連があるのかを明らかにすることは現代の「農政と村落」の主要な論点の所在を示すことになろうし、また、それは、再々述べたように、農民層分解の現代的性格の理解、展望に関わるものである。すなわち「形態的にたとえ『小農』であっても、その上層の生産力の構造、労働手段体系の在り方、経営における固定資本の比重の高さは、直接的な肉体労働と経験に依存する戦前の零細小農とは質的に異なるのであり、機械的労働手段体系が労働対象である土地を再編・統轄する運動力になってきていく。」（拙稿「農村自治」村研年報第一七集）しかしそれは零細土地所有と水田であるという制約がある点が重要であり、その克服の展望が「農政と村落」の課題設定の位置づけであったのである。しかもその課題は水田的土地区画への組み替えによる「土地生产力」の維持・発展という農法的変革を視野に收めなければならない課題なのである。

